

市町意見照会において提出された意見とそれらに対する滋賀県の考え方 資料2

※提出された意見の一部はその趣旨を損なわない範囲で内容を要約しています。

| 番号 | 頁 | 意見 | 理由 | 対応方法、回答 |
|--------------------|----|--|--|---|
| 第1章 (計画の目的と位置づけ)関係 | | | | |
| 1 | 5 | 11住み続けられるまちづくりを | SDGsの目標の記載であればターゲットではなく「目標:11.住み続けられるまちづくりを」となる。 また、「3.すべての人に健康と福祉を」の記載はしないのか。※ターゲットの記載であればターゲットの内容を記載すべきではないか。 | 該当する具体的なターゲットがないことから、目標をターゲットとすることで対応しており、「11.0住み続けられるまちづくりを」をターゲットとしています。 また、掲載するゴールのアイコンに対応したゴール・ターゲット、指標の設定は任意であるため、3については記載していません。 |
| 第2章 高齢者とその世帯の状況 | | | | |
| 2 | 13 | 高齢単身世帯と高齢夫婦世帯の増加率は、全国の増加率と比較して、非常に高くなっています。●状況分析として十分か | 各表において、■高齢単身世帯ー民間借家■高齢夫婦世帯ー民間借家、公営借家の方が、全国平均と比べて差が生じている。 ここでは、(1)居住の態様を記述しているところと思うが、世帯増加率のみを「非常に」としているのは何か意図があるのか。 | ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。 【修正前】 高齢単身世帯と高齢夫婦世帯の増加率は、全国の増加率と比較して、非常に高くなっています。 【修正後】 高齢単身世帯と高齢夫婦世帯の増加率は、全国の増加率と比較して、高くなっています。「非常に」を削除 |
| 3 | 13 | 「高齢者が居住する住宅(持家)一定のバリアフリー化の状況」について | 数字は、%のみ示されている。そのデータだけで、「滋賀県の住宅のバリアフリー化の状況」の説明を読んでも理解がしにくい。 バリアフリー数÷持ち家数の実数も、%と併せて示していただく必要があるのではないか。 | ご指摘を踏まえ、P13■高齢者が居住する住宅(持家)の一定のバリアフリー化の状況の表を修正します。 |
| 4 | 15 | 「…見ると、1980年以前に建築された…」 | 18ページに合わせて、「…見ると、1981年5月以前に建築された…」に統一された方が良いのではないか。 | P14では掲載しているグラフに即し、1980年以前に建築された割合を記載していますが、P18では現行の耐震基準を満たしていない住宅の説明を記載しているため、「1981年5月以前に着工し完成した住宅は…」という記載にしておりますので、原案のままとします。 |
| 5 | 16 | 「認知症高齢者グループホーム」 | 正式名称は、「認知症対応型共同生活介護」。訂正する場合は、35ページと統一が必要。 | 上位計画であるレイカディア滋賀 高齢者福祉プランと整合をとり、当該施設は「認知症高齢者グループホーム」として定義しているため、原案のままとします。 |
| 6 | 18 | ●同計画における「公営住宅」と「県営住宅」の使い分けをどのようにしているのか。 | 公営住宅のバリアフリーは市町営住宅まで含んで調査をしているのに、居住状況は県営のみの調査としているなど、整合が取れていないように感じる。 当計画に公営住宅と記す場合、市町営住宅も含んだ位置づけとなり、数値目標等が市町の住宅施策にも及ぶことになると考える。 | 公営住宅(市町営住宅を含む。)のバリアフリーについては、上位計画である住生活基本計画においても目標値を設定しており、それと整合を図り、本計画でも目標を設定しています。 それに対して、入居機会の拡大については各市により入居要件等が異なると考えられるので、県営住宅についてのみ記載しています。 |

| 第4章 (施策1:安心して居住できる住まいの整備) 関係 | | | | |
|--------------------------------|----|---|--|---|
| 7 | 24 | 住宅リフォーム…を周知するとともに、自宅での感染症対策を普及啓発することで、… ●施策1として、①介護保険制度での補助 ③木造住宅耐震での補助とあるのに、住宅リフォームについては、補助を検討するなどの文言としないのか。 | 当計画における目的を推進するための施策として記述される箇所であるのに、周知や普及啓発という表記に留めるということは、住宅リフォームに対する補助等は今後も検討しないということか。 | 現在、リフォームに対する補助については、特定の政策目的によるものを実施しているところですが、財政的な事情により補助制度の拡大は難しい状況であり、リフォームに関する情報を周知することとしています。今後の社会情勢により政策目的を持ったリフォーム助成の内容については、検討していきたいと考えています。 |
| 8 | 24 | 新型コロナウイルスなどの感染を | 「新型コロナウイルス感染症などを」もしくは「新型コロナウイルスなどの感染を」に変更。 | ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】 新型コロナウイルス感染症などの感染を予防するための 【修正後】 新型コロナウイルス感染症などを予防するための |
| 第4章 (施策2:高齢者向け住宅等の供給量と質の確保) 関係 | | | | |
| 9 | 25 | 県において市内での連携をとり、当町の実情を共有したうえで、サ高住の供給目標等を設定してほしい。 | 県の福祉部局と住宅部局の連携が不足していると感じる。 当町では成年被後見人、生活保護等の福祉支援ニーズも高いため、財政上の負担が大きい。サービス付き高齢者向け住宅の供給を増加させることはさらなる財政負担になると考えられるため。 | サービス付き高齢者向け住宅に係る登録や指導等に関する事務については、住宅部局、福祉部局が連携して取り組んできたところであり、本計画についても両部局を始めとする関係部局との連携により策定しているところです。引き続き関係部局等と連携しながら本制度を適切に運用してまいります。 今後、高齢世帯が増加し、サ高住の需要もそれに伴い増加する見込みです。そのため、将来の高齢世帯の増加率を勘案し、県全体の目標戸数を設定しております。 なお、本計画の独自基準で、サ高住を登録するにあたり、意見聴取を行うことを義務付けており(意見聴取を不要とする市町を除く)、市町は事業者意見提出することが出来ます。 |
| 10 | 25 | サ高住の一般賃貸住宅への用途変更に関する規則を設けることを検討されたい。 | サ高住が一般賃貸住宅に変更された場合、介護保険の住所地特例の適用外となるため、保険料が高騰する恐れがあるため。県全体の計画促進により、特定の市町の住民が不利益を被ることのないようにされたい。 | サービス付き高齢者向け住宅の廃業等の届出や登録の抹消に関しては、県があらかじめその見込みを把握し、必要な指導を行う機会を確保するため、「滋賀県サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度実施要領」において、 ①事業者は、廃業等の届け出などを行うときは、県に事前の報告を行うこと。 ②事業者から県へ事前の報告を行う際には、県との協議を行うこと。 ③事業者がサービス付き高齢者向け住宅の登録事業をやむを得ず廃止または休止する場合には、既に入居者と交わっている契約内容の誠実な履行および円滑な転居の促進等に努めること。 を事業者に対して義務付けているところです。 今後も引き続き、この規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に配慮をした指導監督に努めてまいります。 |

| | | | | |
|----|----|--|---|--|
| 11 | 25 | 高齢者生活支援施設併設型を推進する是非について検討された。 | 高齢者生活支援施設併設型の推進は、過去の事例を見ても廃止している例もあり、また囲い込みの原因にもなりかねず、福祉サイドでは今なおサ高住の運営に注視しているところであり、町村会としても県に要望を継続しているところである。 | 今後、サ高住の入居者の要介護度が重度化した場合や認知症を発症した場合でも、必要なサービス等が継続して受けられるよう、サービス施設の併設を促進することを目標としています。 また、同一事業者によるサービスの囲い込みが発生しないよう、本計画の独自基準で入居者が外部サービスを自由に選択できる旨を事業者が入居者に説明することを義務付けています。 今後も、外部サービスの利用が制限されないよう、施設設置者への指導を徹底します。 |
| 12 | 26 | シルバーハウジング事業について、継続していくということですが、継続に係る課題やそれに対応する具体の施策について何か検討しているものはありますか。 | 本市も同事業を継続しています。しかし、近年は単身高齢者からの需要が高まっており、既存制度・運用で十分なのか、ニーズに如何に対応していくかを検討していく必要があると考えます。 県営住宅においても同様に需要が高まっているのではと推察しますので、意見についてどのようにお考えかお聞きしたく存じます。 | シルバーハウジングには、単身等の高齢者世帯のうち、高齢者向けの設備や見守りサービス等を希望される方が、これまでから現在も一定数申し込みされており、また入居後も特に問題なく居住いただいている状況です。このため本事業に関しては、特設課題があるとの認識はしていません。 なお、一般住宅の募集においては、単身者の申込が増加していることから、単身可能住戸の基準を改正することにより、単身者が入居可能な住戸数を増やしたところです。現在は、高齢者を含めてより多くの単身者に入居いただいています。 |
| 13 | 26 | (2)高齢者向け住宅等の質の確保①適切な運営に係る指導イ介護サービス等に係る指導「特定施設入所者生活介護の指定を受け移行を促進する」旨の記載 | 高齢者向け住宅等の質の確保の観点から、特定施設入所者生活介護の指定を受け移行を促すことが望ましいため。 | 今後、要介護度の高い入居者が増えることが想定されるため、施設系サービスと同様のケアを行う特定施設入居者生活介護などの介護保険のサービスの指定を受け、要介護度の高い方にも適切なケアを提供するよう、住宅や介護サービス事業所に対し働きかけ、指導を行っていきたいと考えています。 なお、その内容はP25(1)の「高齢者がそれぞれの心身の状況に応じたサービスを受けられるよう、サービス付き高齢者向け住宅等の供給を促進します。」に含まれますので、原案のままとします。 |
| 14 | 26 | 「(2)高齢者向け住宅等の質の確保について」の記載についてを建設サイドが言及するのはいかがなものか | 本項目の内容については、福祉部局に関連する内容であり、住宅部局が言及するのはいかがなものか | 施設の適切な運営を確保するため、住宅課と施設指導係によるサービス付き高齢者向け住宅への立入検査を定期的実施しており、施設面およびサービス面から指導を行っております。必要と認めた場合には、定期的な立入検査によらず、随時、検査、指導を行う等の対応をしています。また、年に1回、県に定期報告を行うことを事業者が義務付けており、運営状況等の確認を行っているところです。 今後とも、入居者の良好な居住環境を維持するために、事業者への指導監督に努めてまいります。 本計画は、県全体として策定している計画で、福祉部局を含めた関係部局の施策をとりまとめて策定しているものです。 |
| 15 | 26 | 「…について、外部の介護サービス等の自由な選択、利用が確保されるよう…」 | サ高住に新たに入居する場合、受入施設の方針によりケアマネジャーが変更になることがある。利用者の家族から「できれば同じケアマネが良かった」という感想を聞いたことがある。 | サービス付き高齢者向け住宅の入居者が外部サービス等の自由な選択、利用が制限されることのないよう、施設に対して指導を引き続き徹底します。 また、本計画の独自基準で入居者が外部サービスを自由に選択できる旨を事業者が入居者に説明することを義務付けております。 |

| | | | | |
|-------------------------------|----|--|--|---|
| 16 | 27 | <p>③感染症対策の推進の次に下記を追加検討をお願いします。</p> <p>④障害サービス(自立支援給付等)について滋賀県ルールを検討するサービス付き高齢者向け住宅においては介護保険と同様に障害サービスと生活保護も住所地特例施設として前住所が支援を行うことを検討する。</p> | <p>この計画の中にもあるように「住み慣れた地域で」と各所に掲載されているが本町にある施設については入所されている人は町外の人ばかりです。</p> <p>市町の役割が記載されていますが地域に縁もゆかりもない人の支援を所在の市町が責任をもって支援は困難でありますので是非検討をお願いします。また介護保険のみ住所地特例というのは制度のゆがみを感じています。</p> | <p>生活保護に関して、平成30年10月1日から居住地特例の対象に有料老人ホーム等(特定施設入所者生活介護または介護予防特定施設入所者生活介護を行うものに限る)も含まれたところ です。 なお、居住地特例の対象とならないサービス付き高齢者向け住宅については、毎年6月に実施される国への実施要領等の改正意見において、各福祉事務所の意見を踏まえ、要望を検討していきたいと思っております。</p> <p>障害福祉サービスに関して、老人福祉法に基づき整備されている施設の入所者については、障害者総合支援法における居住地特例が適用されていませんが、他の市町の意向等も踏まえ、必要に応じて国へ要望を検討することも考えていきたいと思っております。</p> |
| 第4章 (多様なニーズに応じた賃貸住宅への入居支援) 関係 | | | | |
| 17 | 29 | <p>セーフティネット住宅の登録促進については「滋賀あんしん賃貸ネット」に登録しているオーナーにも呼びかけを行うこと。</p> | <p>現在登録されているセーフティネット住宅はビレッジハウス・マネジメント㈱の管理している雇用促進住宅だけである。</p> <p>広く利用しやすい物件を増やすためにも、「滋賀あんしん賃貸ネット」に登録している物件を活用することが必要であると考えため。</p> | <p>ご指摘のとおり、「滋賀あんしん賃貸支援事業」において住宅確保要配慮者の入居を拒否しない住宅がセーフティネット住宅に登録されるよう働きかけを行うことが必要であり、現在家主等に働きかけているところです。</p> <p>今後も、セーフティネット住宅に登録していただけるよう努めてまいります。</p> |
| 18 | 30 | <p>市町村賃貸住宅促進計画→市町賃貸住宅促進計画</p> | <p>(文言整理等)ア市町居住支援協議会も「村」は削除されていることから。</p> | <p>ご指摘のとおり以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 市町村居住支援協議会 【修正後】 市町居住支援協議会</p> |
| 第4章 (施策4:医療・介護・日常生活の支援) 関係 | | | | |
| 19 | 31 | <p>「住民団体、民生委員『■』その他の地域住民…」</p> | <p>「民生委員・児童委員」をセットで表記願いたい。</p> | <p>ご指摘のとおり修正します。</p> |
| 20 | 32 | <p>「…実施されている、いきいき百歳体操や住民主体…」</p> | <p>いきいき百歳体操は、全ての市町村で実施はされていない。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 全ての市町で日常的に実施している、いきいき百歳体操や住民主体の通いの場を通じて、 【修正後】 全ての市町で日常的に実施されている、住民主体の通いの場等を通じた、</p> |
| その他 | | | | |
| 21 | 38 | <p>水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画</p> | <p>脱字のため「事項」を追記(「避難確保計画作成の手引き」から引用)が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画</p> | <p>ご指摘のとおり以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 必要な定めた計画 【修正後】 必要な事項を定めた計画</p> |